

教科書費、教材費など**授業料以外の教育費**を支援する制度です。

手続

毎年7月頃に、**対象者のみ申請手続が必要となります。**
申請書類は、7月頃に配布するチラシで詳細をお知らせする予定です。申請手続は、保護者がお住まいの都道府県で行います。そのため、生徒が県内の国公立高校等に在籍する場合でも、保護者が県外にお住いの場合は、お住いの都道府県に申請してください。
※新入生については、給付金の一部を前倒しで支給する制度もあります。(4月に申請募集予定)

対象者

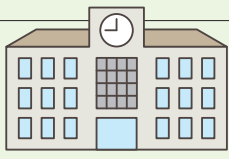
- 〈次のいずれにも該当する者〉
- 国公立高校等(県外の学校を含む)に在学する生徒の保護者等
 - 保護者等が広島県内に住所を有している
 - 生活保護受給世帯又は保護者等全員の住民税所得割が非課税*の世帯**
 - 生徒が高等学校等就学支援金等の支給対象
- ※年収の目安は4人家族で約270万円未満となります。

支給額

- 生活保護(生業扶助)受給世帯 年額 32,300円
- 住民税所得割が非課税の世帯
 - 全日制・定時制 年額 110,100円(第1子) / 年額 141,700円(第2子以降)
 - 通信制 年額 48,500円

支給上限

給付回数は、一人の高校生につき年1回、通算3回(定時制・通信制は4回)を上限とします。ただし、過去に高校等を中退して再入学した場合などは、最大2回まで追加で受給できる場合があります。



★私立高校等にも同様の制度があります。詳しくは進学先の学校へ確認してください。

Q & A

奨学給付金の申請書類はどのようにすれば受け取ることができますか。

答え

7月頃に配布するチラシで詳細をお知らせする予定です。ただし、保護者が県外にお住いの場合は、お住いの都道府県にお問合せください。

奨学給付金が決定された場合、どのように受け取ることができますか。

答え

申請書類に記載された保護者等名義の指定の銀行口座に、県教育委員会から振り込みます。ただし、高校等が保護者の代わりに受け取り、学校徴収金と相殺する場合があります。

一度申請すれば、卒業まで何回も受給することができますのでしょうか。

答え

扶養親族の状況などを確認するため、申請書類は毎年提出する必要があります。また、受給できる回数は、原則高校生1人につき年1回、通算3回(定時制・通信制課程の場合は4回)までです。

- 新入生については、給付金の一部を前倒しで支給する制度もあります。詳細は入学決定後にご案内します。
- 就学支援金の対象とならない方であっても、条件を満たす場合には授業料減免を受けられる場合があります。

詳細については広島県教育委員会教育支援推進課にお問合せください。
☎ 082-222-3015